

## (第1回) 契約変更の内容

|                 |                                                                         |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 契 約 変 更 年 月 日   | 令和 7 年 3 月 5 日                                                          |
| 契 約 業 者 名       | 株式会社四門                                                                  |
| 契 約 業 者 の 住 所   | 千代田区神田三崎町 2-4-1                                                         |
| 業 務 の 名 称       | R 6 国道 2 4 6 号新善波トンネル厚木坑口用地調査等業務                                        |
| 業 務 場 所         | 神奈川県伊勢原市善波                                                              |
| 業 種 区 分         | 補償関係コンサルタント業務                                                           |
| 業 務 概 要         | 令和 6 年度台風 1 0 号により被害を受けた国道 2 4 6 号新善波トンネル厚木坑口付近の法面崩落の緊急復旧に伴い、用地測量を行うもの。 |
| 履 行 期 間 (自)     | 令和 6 年 8 月 3 0 日                                                        |
| 履 行 期 間 (至)     | 令和 7 年 5 月 3 0 日                                                        |
| 変 更 前 の 契 約 金 額 | 1 3 , 0 2 4 , 0 0 0 円 (税込み)                                             |
| 変 更 金 額         | ± 0 円 (税込み)                                                             |
| 変 更 後 の 契 約 金 額 | 1 3 , 0 2 4 , 0 0 0 円 (税込み)                                             |
| 変 更 理 由         | 1. 工期<br>・境界に疑義を述べる地権者がおり、その対応に時間を要したため、工期を令和 7 年 5 月 3 0 日まで延長する。      |